

社会福祉法人桜桃会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 桜桃会(以下「当法人」という)定款第八条及び第二一条に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(常勤役員等の報酬)

第2条 理事長以外の業務執行理事の常勤役員で当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員には本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 理事長及び常務理事については業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については、別表1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬)

第3条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額とする。

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員の旅費規程に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長及び常務理事に対する報酬等の支給については職員給与と同じく翌月10日に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人へ直接その全額を支払う。

3 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

4 本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年7月1日より施行する。

別表第1 (理事長及び常務理事の報酬)

理事長 月額100,000円

常務理事 月額250,000円

別表第2 (非常勤役員の報酬)

1. 評議員

評議員会への出席 日額10,000円

上記の他、法人及び施設業務のための出勤 日額5,000円

2. 理事

理事会への出席 日額10,000円

上記の他、法人及び施設業務のための出勤 日額5,000円

3. 監事

監事監査等への出席 日額20,000円

理事会への出席 日額10,000円

上記の他、法人及び施設業務のための出勤 日額5,000円